

## 学校法人NHK学園役員及び評議員の報酬等に関する規程

2025年3月26日 理事会制定

2025年6月12日 理事会確認

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人NHK学園（以下「学園」という。）の寄附行為第58条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬及び旅費等の支給基準について必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事長、業務執行理事をいう。
- (3) 非常勤理事とは、前号以外の理事をいう。
- (4) 職員評議員とは、学園の職員として給与を支給している評議員をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬及びその他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益である。
- (6) 費用とは、役員又は評議員として職務の執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものをいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員には、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤理事及び監事に対しては、報酬を支給する。
  - (2) 非常勤理事及び監事に対しては、会議出席の都度、日額報酬を支給する。
  - (3) 評議員（職員評議員を除く。）に対しては、会議出席の都度、日額報酬を支給する。
- 2 職員評議員に対しては、報酬等は支給しない。
- 3 第1項第2号及び第3号の日額報酬には、交通費を含むものとする。

(役員報酬額)

第4条 常勤理事の報酬の額は、次のとおりとする。

(1) 報酬は年俸とし、基本年俸を定める。基本年俸の上限は、次の通りとする。

① 理事長 13,000 千円(税込み)

② 常勤理事 12,000 千円(税込み)

(2) 前項の年俸については、基本年俸のほか、業績連動加算額を支給することがある。

支給する場合の加算額は、理事長は 5,000 千円(税込み)、常勤理事は 3,500 千円(税込み)を上限とし、理事会で決定する。

(3) 常勤理事の報酬(基本年俸及び業績連動加算額の合計額。以下同じ)の総額は、年額 55,000 千円(税込み)を限度とし、各常勤理事の報酬額は、理事会において決定する。

2 非常勤理事及び監事並びに評議員に対する報酬の額は、次のとおりとする。

(1) 非常勤理事及び監事並びに評議員の報酬額は、理事会又は評議員会への出席 1 回につき、30 千円(税込み)とし、その総額は、年額 1,000 千円(税込み)を限度とする。このほか監事には、月額報酬 50 千円(税込み)を支給する。

(2) 前号にかかわらず、非常勤理事、監事及び評議員のうち、NHK及びNHK関連団体の役員・職員である場合は、無報酬とし、これらを支給しない。

3 役員及び評議員には、退任慰労金は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤理事の報酬等及び監事の報酬の支給日、支給方法、端数計算等については、職員給与支給規程第6条を準用し、「給与」とあるのは「報酬」に読替えるものとする。

2 非常勤理事、監事及び評議員の報酬は、理事会、評議員会の出席等法人運営のための業務に当たった都度、支給する。

(費用)

第6条 役員が職務執行のため出張した場合は、当該役員に対して旅費を支給する。旅費の額は、別に定める「役員出張旅費支給規則」のとおりとする。

2 この規則に定めるもののほか、外国出張に関する事項並びに出張手続及び旅費の支給等について必要な事項は、職員海外出張旅費支給内規を準用する。

3 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 学園は、この規程を学園のホームページに公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、2025年4月1日から施行する。